

# 介護保険料の減免申請

笠岡市では、介護保険料段階が第1段階・第2段階または第3段階の人のうち、収入が少なく生活が著しく困窮されている人を対象に、介護保険料を減免します。

## 申請期間

7月末までに申請の手続きを行えば、一年間分の介護保険料が減免の対象になります。その後申請された場合は、申請された月から3月末までの、月割りによる減免となりますので、お早めに申請してください。

## 申請に必要なもの

○申請書（介護保険課及び税務課にあります）

○印かん、介護保険被保険者証、健康保険証（写し可）

○添付書類

◆申請理由を証明する書類（年金振込通知書など、収入のわかる書類）

◆年金額振込通知書

◆年金を受けている場合

◆固定資産税課税明細書

（笠岡市以外に所有している土地、建物などの資産がある場合）

※特別徴収（年金天引き）の人の還付金は口座振込となります。（郵便局を除く）通帳など口座のわかるものを持参してください。

### 申請・問合せ

介護保険課

☎69-2139

税務課

☎69-2116

## 激変緩和措置

この制度は、高齢者の非課税限度額が廃止された税制改正によって、今まで市民税が課せられていなかった人で、今年度の段階別介護保険料の区分（広報かさおか四月号参照）が、一段階以上上がった

人が対象となります。

平成18・19年度は、通常年額保険料が減額され、段階的に通常の介護保険料になるしくみが激変緩和措置です。（詳細は左表）

《激変緩和措置による年額保険料》（円）

基準	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第一段階、第二段階から第四段階になる方	32,800	41,300	49,700
第三段階から第四段階になる方	41,300	45,200	49,700
第一段階、第二段階から第五段階になる方	37,300	49,700	62,100
第三段階から第五段階になる方	45,200	53,700	62,100
第四段階から第五段階になる方	53,700	57,700	62,100

※この激変緩和措置は、所得額の確定後(6月)に対象者が決まり、対象者には、7月に発送される納付書内に明記してあります。段階区分別については、上記別表のとおりです。

### 介護相談員に

なってみませんか

（介護相談員募集）

職務内容：介護保険施設を利用する市民から寄せられる介護サービスに関する相談に応じます。

募集人員：3人

応募資格：40歳から65歳の人

で、次の条件を満たす人

（介護サービス事業所に勤務する人は除く）

○養成研修を受講できる人

○利用者の代弁ができる人

○高齢者福祉に理解と情熱のある人

○市民の手で豊かな地域社会を創りたいと願っている人

○普通自動車免許を有する人

勤務日数：週2日程度

報酬

1時間あたり1000円

※活動時間が一日6時間を超える場合は、6600円

応募方法：所定の応募用紙に必要事項を記入し、「利用者

者のための介護保険とは」

の表題で、四百字詰め原稿

用紙二枚にまとめて、市販

の履歴書・資格証（コピー

可）とともに提出してくだ

さい。

※応募用紙は介護保険課窓口

にあります。

申請・問合せは

介護保険課

☎69-2139

申請・問合せは

介護保険課

☎69-2139

☎69-2139

	世帯人員 対象者	前年の収入額基準			課税状況	その他
		1人	2人	3人		
第1・2段階保険料が半額になる場合	第1段階・第2段階の人	407,100円以下	814,200円以下	1,221,300円以下	世帯全員が市民税非課税	◆市民税が課税されている人に扶養されていない ◆市民税が課税されている人と生計を共にしていない ◆資産を活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる
第3段階保険料が3分の2になる場合	第3段階の人	900,000円以下	1,350,000円以下	1,800,000円以下	世帯全員が市民税非課税	◆市民税所得割が課税されている人に扶養されていない ◆市民税所得割が課税されている人と生計を共にしていない ◆資産を活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる

3人を超える世帯についても、収入の上限は次のように計算します。

第1・2段階保険料が半額になる場合	第1段階・第2段階の人	407,100円×世帯構成人数
第3段階保険料が3分の2になる場合	第3段階の人	450,000円×(世帯構成人数-1)+900,000円